

2016（平成28）年8月18日

消費者庁・国民生活センター等の徳島移転の白紙撤回を求めます！

全国消費者行政ウォッチねっと

消費者庁及び国民生活センターの徳島移転の試行が、7月4日から29日までの間に実施されました。今回の試行を終えて、河野太郎前消費者担当大臣は、7月29日の記者会見で、現状では消費者庁の中心的な業務を移転することは困難であると表明しました。他方で河野前大臣は、徳島県内に「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」を設置するとともに、3年後に改めて移転について見直しをすることも表明しました。

今回の試行を通じて、消費者庁の主たる業務である消費者行政の司令塔としての業務や、危機管理業務、国会対応、法執行業務が移転できないことが改めて確認されたわけです。また国民生活センターの研修及び商品テスト業務についても、移転の弊害が明らかになっています。

したがって政府は、徳島移転について3年後の移転見直しではなく、ここで一旦白紙撤回をするべきです。また、現時点で、試行の詳細な結果や試行に要した予算について明らかにされていない点も疑問です。国民の貴重な税金を用いて行った試行ですので、政府は試行に関する情報をすべて公開し、説明責任をきちんと果たして頂きたいと思います。

消費者行政新未来創造オフィス（仮称）については、3年後の移転の足がかりとしての性格があるのであればそれ自体が消費者行政の停滞を招く危険をはらむものであり、断固反対します。移転問題と明確に切り離し、かつ現在の消費者庁・国民生活センターの機能を一歩たりとも後退させないことが設置の絶対条件であると考えます。

以上